

一般財団法人日本品質保証機構 (JQA)

担当者 ( ) 行

東京 (FAX : 03-4560-5760)

大阪 (FAX : 06-6393-9056)

愛知 (FAX : 052-533-9279)

岩手 (FAX : 0197-67-0033)

福岡 (FAX : 092-432-4811)

見積作成依頼書

ISO 22000

見積依頼者

組織名 :	
所在地 : 〒	
所 属 :	担当者名 :
TEL :           —           —	FAX :           —           —
E-mail :	
見積提出期限 :    ___月___日___時   お届け方法 : <input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> E-mail	

※ご記入いただきましたお客さまの個人情報は、お問い合わせいただいた業務に係る連絡・調整ならびに当機構が実施している業務や新規業務の案内・市場調査およびそれら業務に係る各種情報の提供に利用させていただきます。なお、お客さまの個人情報は、法令および当機構の内部規則に基づいて管理いたします。

見積内容

1および2は、見積依頼者と審査対象組織が異なる場合のみご記入ください。

1.	対象組織名称 :												
2.	所在地 : 〒 <input type="checkbox"/> 審査場所が複数ある (生産事業所・営業拠点など) → 別紙1「マルチサイトリスト」にご記入の上、組織図を添付してください。												
3.	規格の種類 : <input type="checkbox"/> ISO 22000 <input type="checkbox"/> その他												
4.	審査の種類 : <input type="checkbox"/> 新規登録 <input type="checkbox"/> 審査機関の切替 (切替元の審査機関名 : _____) ↳ 次回審査 <input type="checkbox"/> 定期審査 1 <input type="checkbox"/> 定期審査 2 <input type="checkbox"/> 更新審査												
5.	登録 (切替) 後の費用見積 : <input type="checkbox"/> 定期審査 <input type="checkbox"/> 更新審査												
6.	登 録 証 : <input type="checkbox"/> 和文・英文 <input type="checkbox"/> 和文のみ <input type="checkbox"/> 英文のみ												
7.	審査対象とする業務内容 : _____ _____												
8.	<input type="checkbox"/> 客先で行う作業がある (据付・サービス等) : <input type="checkbox"/> 不特定場所 <input type="checkbox"/> 特定場所 所在地をご記入ください。 _____												
9.	対象人員数 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">フルタイム 従業員</th> <th colspan="2">パートタイム従業員</th> <th rowspan="2">対象人員総数</th> </tr> <tr> <th>4 時間以上勤務</th> <th>4 時間未満勤務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象人員 (人)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		フルタイム 従業員	パートタイム従業員		対象人員総数	4 時間以上勤務	4 時間未満勤務	対象人員 (人)				
	フルタイム 従業員			パートタイム従業員			対象人員総数						
		4 時間以上勤務	4 時間未満勤務										
対象人員 (人)													

※対象人員総数には、パートタイム従業員、派遣社員、構内外注者、関連事業所人員数等を含む総人員数をご記入ください。

10.	業務分野（カテゴリーコード）： _____ 製品群の数： _____ ※詳細は別紙2をご参照ください。
11.	他規格取得： <input type="checkbox"/> 上記対象組織で登録あり <input type="checkbox"/> 登録なし →登録規格名： _____ 登録番号： _____ 登録機関名： _____

<b>JQA 記入欄</b> 受付番号： UFS- _____ 登録審査： 1st _____ 2nd _____ 定期審査： _____ 更新審査： _____
--

## マルチサイトリスト

審査場所（生産事業所・営業拠点など）が複数ある場合、下記にご記入の上、組織図を添付してください。

登録範囲については、別紙3をご参照ください。

	事業所等の名称・所在地・所要時間	業務内容	人数
1	主対象組織 名称、所在地および業務内容：項目 1、2 および 7 を参照		
2	名 称： _____ 所在地： 〒 _____ _____ 業務分野（カテゴリーコード）： _____ ※別紙2をご参照ください。 主対象組織からの所要時間： _____ 時間		
3	名 称： _____ 所在地： 〒 _____ _____ 業務分野（カテゴリーコード）： _____ ※別紙2をご参照ください。 主対象組織からの所要時間： _____ 時間		
4	名 称： _____ 所在地： 〒 _____ _____ 業務分野（カテゴリーコード）： _____ ※別紙2をご参照ください。 主対象組織からの所要時間： _____ 時間		
5	名 称： _____ 所在地： 〒 _____ _____ 業務分野（カテゴリーコード）： _____ ※別紙2をご参照ください。 主対象組織からの所要時間： _____ 時間		
			人数総計

※欄が足りない場合はコピーしてお使いください。

## 業務分野および製品群の数に関して

## 業務分野

下記リストから、貴社の業務内容に最も適すると思われるカテゴリーコード（色付部）を選択してください。

クラスター	カテゴリー	サブカテゴリー		含まれる活動の例
第一次生産	A 畜産・水産（動物生産）又はこれらの採取業	AI	肉/乳/卵/蜂蜜のための動物の飼養	肉、卵、乳又は蜂蜜の生産に使用される動物(魚及び海産物を除く)の飼育。飼育、保持、罾による捕獲及び狩猟(狩猟時の食肉処理)。これに関連し、産物を変形又は加工しないままの一時的包装。
		AII	魚及び海産物の飼養	食肉生産に使用される魚及び海産物の飼育。養殖、罾による捕獲及び漁獲(水揚時の食肉処理)。これに関連し、産物を変形又は加工しないままの一時的包装。
	B 農業又は作物の取扱い	BI	農業－作物（穀物及び豆類を除く）の取扱い	作物（穀物及び豆類を除く）の栽培又は収穫：園芸作物（果実、野菜、香辛料、キノコなど）及び食用水生植物。園芸作物及び食用水生植物を含む作物（穀物及び豆類を除く）の農場などでの保管。
		BII	農業－穀類及び豆類の取扱い	食用の穀物及び豆類の栽培及び収穫。穀物及び豆類の取扱い。食用の穀物及び豆類の農場などでの保管。
		BIII	作物の加工前の取扱い	園芸産物及び食用水生植物を含む収穫された植物に関する、原形を変形することのない活動。これには、汚れの除去、洗浄、すすぎ、フルーミング(水流搬送洗浄)、分類、等級付け、余分な部分の切り落とし、結束、冷却、水冷、ワックスがけ、浸漬、保管又は加工準備のエアレーション、包装、再包装、ステーキング、保管及び積載が含まれる。
	人及び動物用食品の加工	C 食品、原料及びペットフードの加工	C0	畜産・水産－第一次処理
CI			腐敗しやすい動物性製品（を製造するため）の加工	冷蔵又は冷凍温度管理を必要とする、魚、魚加工品、海産物、肉、卵、並びに、乳製品を含める[製品の]*加工及び包装。動物性原料のみによるペットフードの加工。
CII			腐敗しやすい植物性製品（を製造するため）の加工	果実及び生ジュース、野菜、穀類、ナッツ、豆類、冷凍水性製品、植物由来肉及び代替乳製品を含める[製品の]*加工及び包装。植物性原料のみによるペットフードの加工。
CIII			腐敗しやすい動物性及び植物性製品（混合製品）の加工	ピザ、ラザニア、サンドイッチ、ダンプリング（小麦粉を練った団子）、そのまま直ぐに食べられる食事を含める[製品の]*加工及び包装。現地以外で行うケータリング用（食材）のキッチン（いわゆるセントラルキッチン）を含む。すぐに消費することを意図しない、産業用（食材）のキッチンを含む。動物性・植物性混合材料による、腐敗しやすいペットフードの加工。
CIV			常温保存食品の加工	缶詰食品、ビスケット、スナック菓子、油、飲料水、飲料、パスタ、穀粉、砂糖及び食塩を含む、常温で保管及び販売される、製品の加工及び包装。常温保存のペットフードの加工。

	D	飼料及び動物用食品の加工		家庭で飼育されない食料生産動物及び非食料生産動物に向けた、例えば、穀類、油糧種子、食品製造の副産物を原料とする、飼料の加工。食料生産動物向けを意図した添加物あり又は添加物なしの飼料の加工。例えば、プレミックス、医薬品添加飼料、配合飼料。	
フードサービス	E	ケータリング/フードサービス		その場で直接消費又は持ち帰りするための、開放系における、食材及び食品の調理、混合及び配合、前処理などの食品関連活動。例として、レストラン、ホテル、キッチンカー、施設、職場（学校や工場のカフェテリア）、その場で調理する小売店（例えば焼き鳥屋）を含む。	
小売、 輸送及び 保管	F	取引、小売及びE コマース	FI	小売/卸売	最終製品の保管、並びに、顧客及び消費者への提供（小売業者、店舗、卸売業者）。スライス、分配、再加熱等の軽微な加工作業を含む。
			FII	仲買/取引	物理的な取扱いをせず、自身の利益のために、あるいは、フードチェーン内に入る、あらゆる品目の仲介業者として、他者のために、製品を売買すること。
	G	輸送及び保管サービス		温度を完全な状態に維持しなければならない、腐敗しやすい食品及び飼料用の保管施設及び配送車両。常温保存食品及び飼料用の保管施設及び配送車両。覆いのない、露出した製品材料を除く、ラベルの再貼付/再包装作業。食品包装資材の保管施設及び配送車両。	
補助的 サービス	H	サービス		給水、ペストコントロール、清掃・洗浄及び廃棄物処理を含む、食品及び飼料の安全な製造に関連したサービスの提供。	
包装材	I	包装材の製造		食品、飼料及び動物向け食品に接触する包装資材の製造。現場で製造された、加工に使用する包装を含む場合がある。	
補助 用具	J	用具		食品、飼料の加工、包装作業に使用する用具、自動販売機、調理用具、加工用機器、フィルター、用具及び施設の衛生的デザイン。	
バイオ 化学薬	K	化学及びバイオ化学薬品		食品及び飼料加工助剤、添加物（例：香料、ビタミン）、ガス及びミネラルの製造。バイオカルチャー及び酵素の製造。	

### 製品群の数

製品群の数につきましては、以下をご参考願います。

- ① 製造ラインの数をご記入ください。なお、同種のを複数の同じラインで製造している場合はそれらを一つとしてカウントしてください。
- ② お弁当や給食の製造工場、セントラルキッチンや冷凍食品工場などに該当されるお客さまは、製造方式が同一であればそれを一つとしてカウントしてください。  
(例)お弁当(ご飯もの)、お弁当(そば・うどん入り)、おにぎり、サンドイッチ ⇒ 4種類
- ③ 農業分野(B カテゴリー)では、作物の種類の数をご記入ください。  
(例)葉菜(レタス)、果菜(トマト)、根菜(ダイコン) ⇒ 3種類

※既にシステム構築にお取り組み中のお客さまは、

- ④ ハザード分析ワークシートの種類の数をご記入ください。
- ⑤ アイテムごとにではなく、製品の種類ごとにフローダイアグラムを作成されている場合は、その数をご記入ください。
- ⑥ 製造工程図やフローダイアグラムを作成済みのお客さまは添付してください。  
(数が多い場合は代表的なものを添付してください。)

※ご不明な点がございましたら、担当者までお問い合わせください。

## 登録範囲について

ISO 22000 の審査登録における登録範囲に関しては、以下の考え方を適用いたします。

### 1. 登録対象組織について

ISO 22000 の登録対象組織は、原則として全社登録（または全組織登録）を基本といたしますが、以下の場合、その一部で登録することまたは一部を除外することが可能です。

- 1) 別法人である場合
- 2) 同一法人であるが、当局から営業許可証を受領している等の理由により、法的に独立していると見なされる場合（例：工場で営業許可証を受領している場合、工場単独で登録が可能です）

### 2. 登録活動範囲について

ISO 22000 の登録対象組織は、その組織が責任を持つフードチェーンの各段階（例：一次生産、食品加工、包装、保管、輸送、販売等）における全ての活動を登録範囲に含めていただく必要があります。その一部を除外することはできません。

・ ISO 22003-1:2022 \_ 認証機関に対する要求事項

9.1.2.3 認証範囲の定義は、次のものであってはならない：

－ 活動、プロセス、製品、又はサービスが、組織の活動の法的な責任により定義された最終製品の食品安全性に影響を及ぼす可能性のある場合には、それら活動、プロセス、製品、又はサービスを認証範囲から除外すること；

### 3. 外注について

上記 1. 2. により、登録対象組織と同一法人内の他組織への外注（いわゆる「社内外注」）は認められません。